

## 4.3 土壌汚染

### 4.3.1 土壌汚染

環境影響評価の対象は、工事の実施に伴い発生する土壌汚染による影響とする。

#### (1) 現況調査

##### ① 調査結果

##### a. 地歴の状況

計画地及びその周辺地域の土地利用の変遷を表 4.3.1-1 及び図 4.3.1-1 に示す。

大正 11 年の地形図上、計画地は海であり、昭和 7 年では埋立が完了しているが、建物等はないことが確認できた。

昭和 20 年では計画地に複数の工場と思われる建物が存在することが確認でき、昭和 22 年の航空写真上、すでに工場が操業している状態が確認できた。

昭和 31 年では計画地の北西部の埋立作業を行っている状況が確認できた。

昭和 34 年では日本鋼管(株)川崎製鉄所扇町工場として操業していることが確認できた。

航空写真の昭和 38 年及び昭和 50 年では全体的には大きな変化はないものの、中心より北西寄りにガスホルダーが建設されているほか、北西部の工場建屋の形状が一部異なり、建て替えが行われていることが確認できた。

住宅地図の昭和 41 年及び昭和 51 年では名称の変更はないが、建物等の数が増加していることが確認できた。

昭和 63 年、平成元年ではかつての工場建屋、設備等は一掃され、別の工場建屋が新築されたことが確認できた。大きな建屋が 1 棟確認できるほか、西側には小型の建屋が確認できた。なお、名称は京浜製鉄所に変更されている。計画地の外形的な変化は見られない。

平成 20 年では複数の会社に賃貸されていることが確認できた。以降、会社名に変更等は見られるものの、計画地の外形的な変化は見られない。

表 4.3.1-1(1) 土地利用の変遷

年次	資料	計画地の土地利用	周辺の土地利用	参考図
1922年 (大正11年)	地形図	海域	北：運河、浅野セメント川崎工場	図4.3.1-1(1)上
1932年 (昭和7年)	地形図	空地	北：運河、浅野セメント川崎工場 東：海域 南：鉄道、早山製油所 西：鉄道、道路、工場	図4.3.1-1(1)中
1945年 (昭和20年)	地形図	工場	北：運河、工場 東：運河 南：鉄道、昭和石油(株) 西：鉄道、道路、工場	図4.3.1-1(1)下
1947年 (昭和22年)	航空写真	工場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(2)上
1956年 (昭和31年)	航空写真	工場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(2)中
1959年 (昭和34年)	住宅地図	工場、事務所：日本鋼管(株)川崎製鉄所扇町工場	北：運河、工場 東：運河 南：鉄道 西：鉄道、道路、工場	図4.3.1-1(2)下
1963年 (昭和38年)	航空写真	工場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(3)上
1966年 (昭和41年)	住宅地図	工場、事務所：日本鋼管(株)川崎製鉄所扇町工場、日本オレフィン化学(株)扇町工場	北：運河、第一セメント(株) 東：運河 南：鉄道、昭和石油(株) 西：鉄道、道路、工場	図4.3.1-1(3)中
1975年 (昭和50年)	航空写真	工場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(3)下
1976年 (昭和51年)	住宅地図	工場、事務所：日本鋼管(株)京浜製鉄所扇町工場、(神奈川県中小企業高度化(共同公害防止)事業川崎廃酸センター(建設工事中)、前田工業(株))注	北：運河、工場 東：運河 南：鉄道、昭和石油(株) 西：鉄道、道路、工場	図4.3.1-1(4)上
1988年 (昭和63年)	住宅地図	工場、事務所：日本鋼管(株)京浜製鉄所扇町地区	北：運河、第一セメント(株) 東：運河 南：鉄道、昭和シェル石油(株) 西：鉄道、道路、昭和電工(株)、倉庫	図4.3.1-1(4)中
1989年 (平成元年)	航空写真	工場、事務所、駐車場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(4)下

注：1976年(昭和51年)に記載されている対象地の名称のうち、一部(神奈川県中小企業高度化(共同公害防止)事業川崎廃酸センター(建設工事中)、前田工業(株))は誤記と思われる。

表 4.3.1-1(2) 土地利用の変遷

年次	資料	計画地の土地利用	周辺の土地利用	参考図
1997年 (平成9年)	航空写真	工場、事務所、駐車場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(5)上
1998年 (平成10年)	住宅地図	工場、事務所：NKK日本鋼管 (株)京浜製鉄所扇町地区	北：運河、デイ・シイ(株)、丸 江産業(株)、(株)イチコー 東：運河 南：鉄道、東亜石油(株) 西：鉄道、道路、昭和電工(株)、 東亜石油(株)	図4.3.1-1(5)中
2007年 (平成19年)	航空写真	工場、事務所、駐車場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(5)下
2008年 (平成20年)	住宅地図	倉庫、事務所：キリン物流、富 士商行、昭和電線、日本電産ロ ジスティック、太平興業舎、モ リヤマ、東芝物流、日本運搬社、 大森運輸商会、岐阜梱包ロジス ワークス、JFE物流、アロー 流通、矢崎総業、大塚食品クロ ーバー、オオゼキ川崎共配セン ター、三紀、杉孝、読売IS、 鈴与カーゴネット、昭特、三洋、 山紀。豊里運輸	北：運河、デイ・シイ(株)、丸 江産業(株)、(株)イチコー 東：運河 南：鉄道、東亜石油(株) 西：鉄道、道路、昭和電工(株)、 東亜石油(株)	図4.3.1-1(6)上
2017年 (平成29年)	住宅地図	倉庫、事務所：太平興業舎、(株) 大森運輸商会、ロジスワーク ス、JFE物流、アロー流通サ ービス、JFEスチール(株)東日 本製鉄所京浜地区、クローバ ー、日本運搬社、三紀、杉孝、 鈴与カーゴネット、昭特、三洋	北：運河、デイ・シイ(株)、丸 江産業(株)、(株)イチコー 東：運河 南：鉄道、東亜石油(株) 西：鉄道、道路、昭和電工(株)、 東亜石油(株)	図4.3.1-1(6)中
2019年 (令和元年)	航空写真	工場、事務所、駐車場	北：運河 東：運河 南：工場、鉄道 西：工場、鉄道	図4.3.1-1(6)下

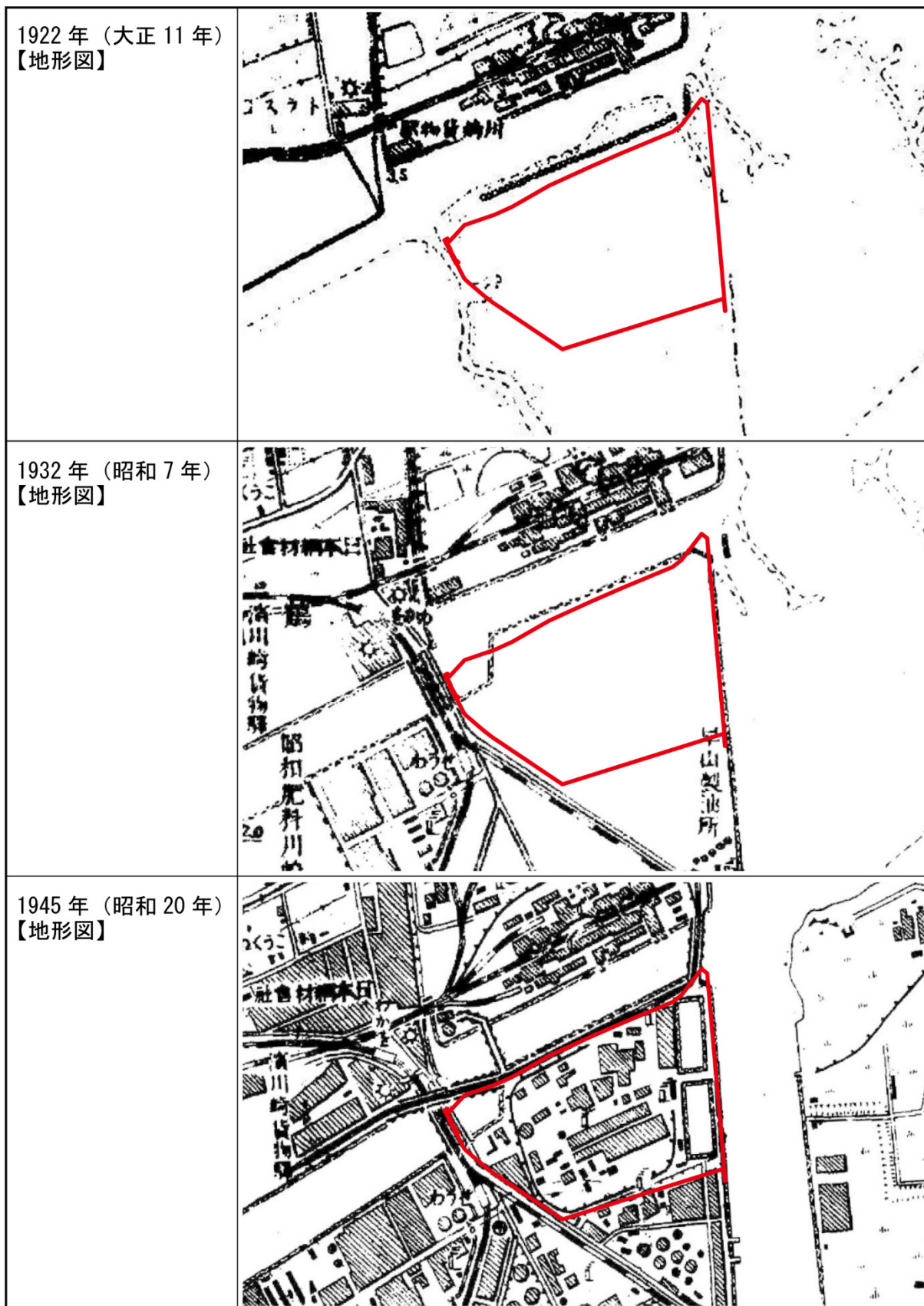


図 4.3.1-1(1) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真




<p>1947年（昭和22年） 【航空写真】</p>	
<p>1956年（昭和31年） 【航空写真】</p>	
<p>1959年（昭和34年） 【住宅地図】</p>	

図 4.3.1-1(2) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真



図 4. 3. 1-1 (3) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

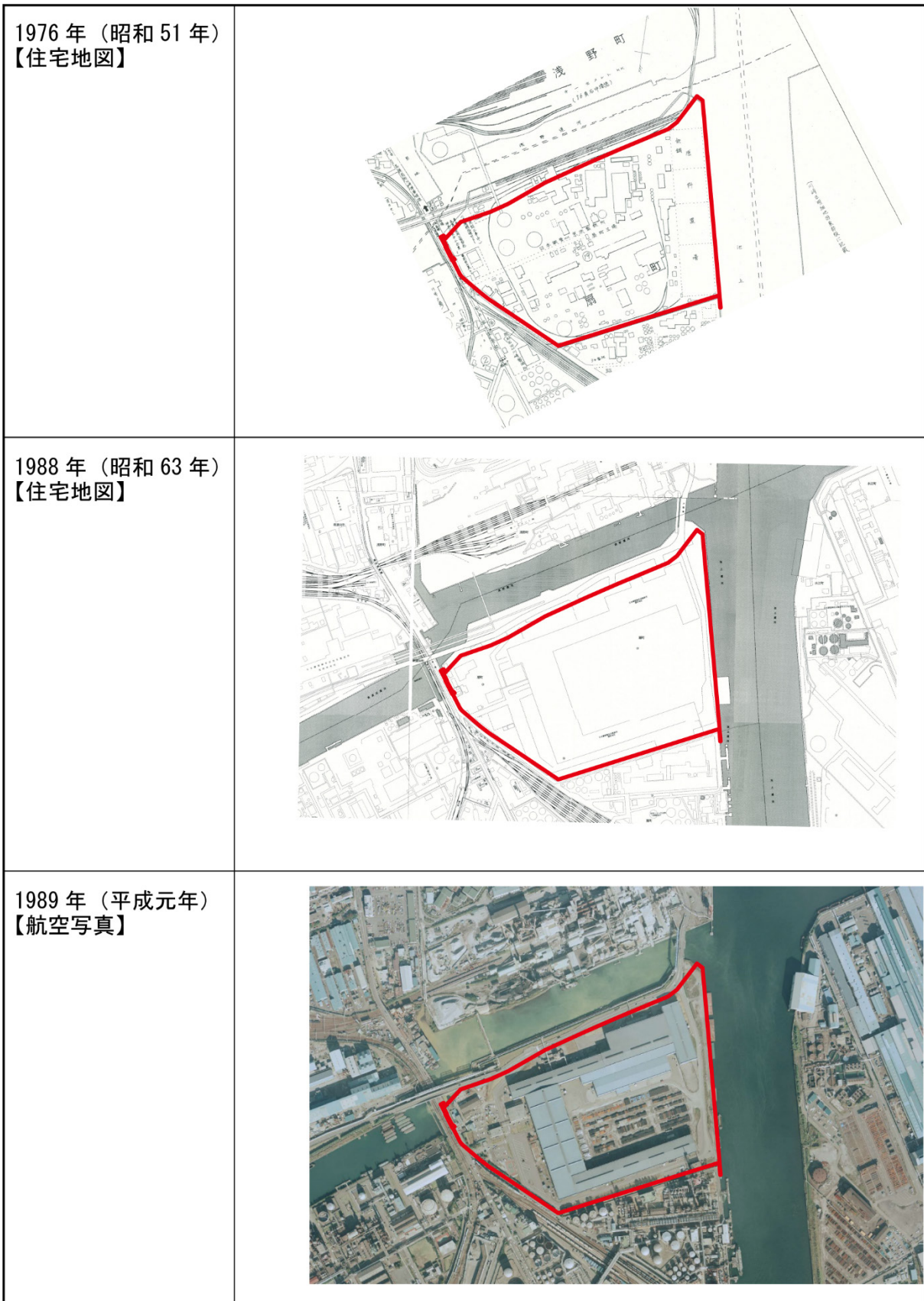


図 4.3.1-1(4) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真


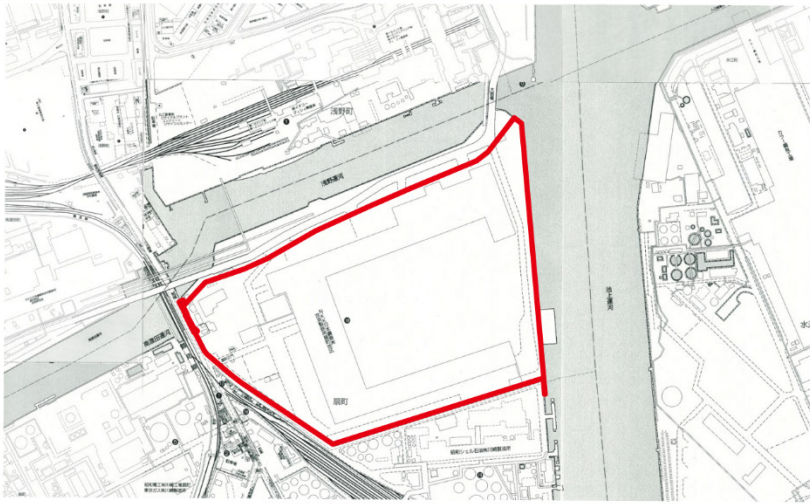
<p>1997年（平成9年） 【航空写真】</p>	
<p>1998年（平成10年） 【住宅地図】</p>	
<p>2007年（平成19年） 【航空写真】</p>	

図 4.3.1-1(5) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真



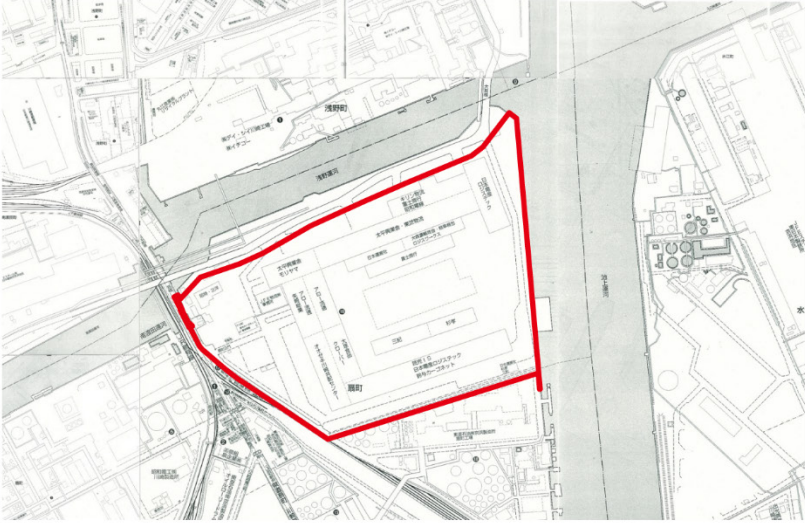
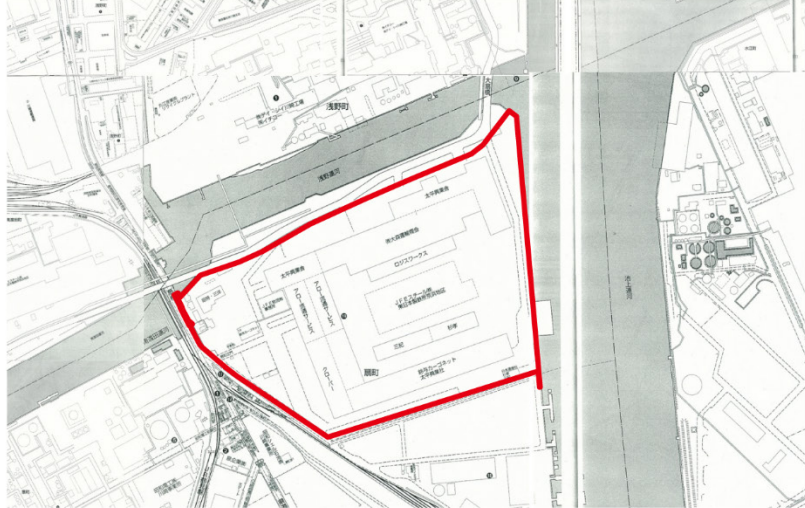

<p>2008年（平成20年） 【住宅地図】</p>	
<p>2017年（平成29年） 【住宅地図】</p>	
<p>2019年（令和元年） 【航空写真】</p>	

図 4.3.1-1(6) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

## b. 土壌汚染の状況

計画地及びその周辺の土壌汚染の状況は、「第2章 2.1.10 公害等の状況」(p.76～91)に示したとおり、土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。また、計画地は形質変更時要届出区域には指定されていないが、計画地には地歴調査の結果、過去に日本鋼管(株)の高炉があり、汚染土壌が存在すると推察される。

## (2) 予測・評価

工事の実施に伴い発生する土壌汚染の影響について予測及び評価を行った。

### ① 予測

#### a. 予測結果

本事業では、工事前に土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。その際に汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理すること、また、汚染土壌の運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4.1版)」を遵守するとともに、汚染土の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土の適切な処理・処分を行うものと予測する。

### ② 評価

本事業では、工事前に土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。その際に汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理すること、また、汚染土壌の運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4.1版)」を遵守するとともに、汚染土の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土の適切な処理・処分を行うものと予測した。

また、場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じるなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、人の健康保護の視点からみて必要な水準を超えないものと評価する。